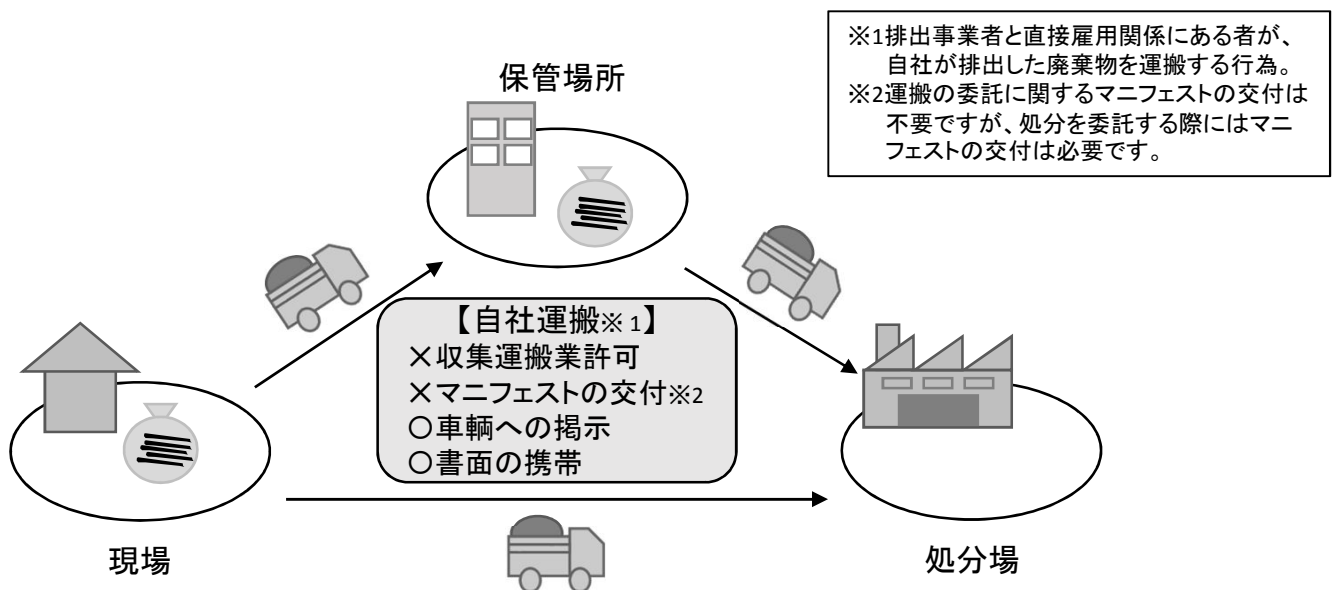


Q. 自社で運搬する場合は許可はいらない？

A. 排出事業者が自ら運搬する場合は収集運搬業の許可は不要です。

■ 自社で産業廃棄物の運搬を行う例



◇ 自社運搬では産業廃棄物収集運搬業の許可は不要

現場に産業廃棄物を保管しておくことができない場合などに、自社で処分場や別の保管場所まで運搬することがあります。その際、収集運搬業の許可や運搬に関わる manifests の交付は必要ありません。業の許可や manifests は処理委託に関係するものだからです。処理を委託せず、自ら運搬などを行う際には不要となります。自社で運搬を行い、処分は他社へ委託する際は処分業者へ引き渡す時に manifests の交付が必要となります。

ただし、運搬車輜に産業廃棄物の運搬車輜であることの掲示、運搬している廃棄物や運搬先などの情報が記載された書面を携帯しておくことは必要です。これらは、委託かどうかにかかわらず、産業廃棄物を運搬する際に必要となるものです。

排出事業者自身で行うからといって何も規制がなくなるわけではないということに注意しましょう。

今回のポイント

自社運搬でも守らなければいけないルールがある！！